

平成27年度 事業計画

社会福祉法人法人 みちのく福祉会

法人本部

法人理念 「寄り添い、共にあり続けること」

平成27年度 運営方針

昨年策定した「26-28中期経営計画」の中間年度として、その目標に向けてぶれることなく進めていきたい。

【基本方針】

社会福祉法人みちのく福祉会は、地域の期待に応えられるよう様々な声に耳を傾け、声なき声にも心を寄せながら事業を形にし、サービスを提供していくこととする。

【6つの重点項目】

1 働きがいの確立と、職員の確保

現在、職員に向けて各種研修の実施中。支援・保育スキルの向上と働く意義の確立を図る。

すでに「新規職員募集」は応募数が激減しており、同様法人間での「取り合い」がはじまった。分かりきったことではあるが、現場で働く職員がいなければ運営は不可能である。

「職員の取り合い」は、給料の多寡のみではなく「職場の空気」「やりがい」が深く関係する。「善きサービスは善き現場から」これを実現しないことには、今後の法人運営に黄色信号が灯ることとなる。今後も「従業員満足度向上」にむけ注力する。

*研修制度の継続実施

・次世代育成研修、リスクマネジメント・虐待防止研修

*事業主行動計画の策定（有給取得率のアップ）

2 質の管理、向上への取り組み

- ISO 9001の的確な運用を目指す。
- 26年度発足した虐待防止委員会とISO推進委員会の連動を目指す。
- 月一で行われる定例会議でのヒヤリハット報告の水平展開。
- 法人全体のネットワーク構築による全施設、職員の情報共有、情報発信。

「ルール」が支援・保育を行う際のよりどころになってはいけない。「ルール」とは効率と責任の所在を明確にする「ツール」なだけであって、「ルール」には感情がなくデジタル的なものと理解する。我々が、質の高い支援・保育を志すのなら「その方になって・・・」行動する「愛情」が必要になってくる。

我々の仕事は常に「寄り添わなければならない」

3 具体的な広報活動と情報開示

現在、ホームページ、施設便りなどによって情報を発信しているが、このままではいけない。昨今の社会福祉法人に対する批判により、資金の使途はもちろんのこと、事業内容の公表が義務化されている。

我々は、情報開示の義務を果たすだけでなく、社会福祉法人が本来求められている「地域社会の枠組みへの取り組み」を果たすため、新たに広報活動の定義を定めた。

『広報活動の定義』

我々は、意欲的に「地域社会から理解を得られること、それに参画するために」事業内容の公表はもちろんのこと、必要と思われる情報の発信に心掛ける。上記のことを果たすため、本年は具体的な取り組みをする。

4 財務体質の強化

老朽化施設の改修・修繕、「居心地」の改善、設備改修、新たな福祉サービス拠点の開設。

これらを実現するためには、中長期にわたる資金計画が必要になる。増大する社会保障費は国家の課題となり、措置時代と違い施設経営の責任は法人に移った。

我々は、これまでと違い柔軟な資金調達をはかり、中長期にわたり計画性をもって事にあたることとする。

5 拠点施設数の増

スケールメリットを生かし、あらゆる経営課題に取り組む。

昨年度指定管理を受託した「風間浦保育所」は一年目を順調に過ごした。

社会福祉法人はこれから、「多角経営」「合併・譲渡・協業」の時代に入り、「低質な法人・経営者」は退場を余儀なくされる。

規模は「資金の確保」「充実した報酬体系」「専門的な研修制度」などを可能にし、それは「サービスの質の向上」に良い影響を与えるものと考えている。

6 先駆的経営

現在、制度の谷間に入り込んでしまい、解決策のないまま「陽のあたる日」を待つ方々が大勢いる。我々は社会福祉法人の原点に立ち、地域に足りないサービスを事業化する。

「支援」とは現在ある制度内のサービスを提供することではなく、寄り添い、支援し続けること。そして地域社会の枠組み作りに積極的に関与し続けることと考える。

立ち止まることなく、新しい道に勇気をもって歩み出したい。

平成27年3月27日
社会福祉法人みちのく福祉会
理事長 内田 大輔